

仕 様 書

1. 事業名 函館工業高等専門学校学生寮給食業務委託
2. 契約期間 平成25年4月1日～平成28年3月31日
3. 履行場所 北海道函館市戸倉町14番1号 函館工業高等専門学校春潮寮
4. 業務条件 別に定める「学生寮給食業務委託実施細則（以下「実施細則」という。）」による
5. 給食対象者数及び実施日数
寮生数 178名（平成24年12月現在）開寮日数277日（平成25年度予定）
6. 業者の決定 別に定めた公募要領及び審査基準等に基づき、函館工業高等専門学校学生寮給食業務委託事業者選定委員会において行う。
7. 提出すべき書類等
 - (1) 提出すべき書類
 - ①企画競争参加表明書
 - ②企画提案書
 - ③会社パンフレット・概要（経歴、事業内容及び規模等が分かるもの）
 - ④直近3年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写）
 - ⑤委託事業計画書
 - ⑥見積書（給食業務受託費見積りの年額）
 - ⑦過去3年間における食中毒等の事故発生に対する証明書
 - ⑧学生寮給食業務受託実績（委託契約の相手方、寮生数、食事提供方法、受託期間等のわかる書面）
 - ⑨食堂運営に関わるマニュアル関連（食品衛生管理、アレルギー対応策、食中毒等の疾病が万が一発生した場合の対応策、等のマニュアルなど）
 - ⑩登記簿謄本
 - ⑪納税証明書
 - ⑫資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - (2) 提出期限
 - ①：平成25年2月20日（水）17時00分
 - ②～⑫：平成25年2月25日（月）17時00分
 - (3) 提出方法
送付(必着)若しくは持参
 - (4) 提出先
下記9. に同じ

8. その他

(1) 施設等の使用

給食業務を行うために必要な厨房等の施設及び設備の使用は無償とし、善良なる管理者の注意義務をもって管理及び使用するものとする。

(2) 事故発生時の対応

実施細則に定める対応をとるほか、代行保証人を立て契約を締結すること。なお、本校との契約後1ヶ月以内に、事業者と代行保証人間で締結した契約書の写しを提出すること。

(3) 業務の遂行

給食業務実施にあたっては、誠心誠意をもって業務遂行にあたり、本仕様書の要求を満たし、契約書及び企画提案書を遵守すること。

(4) 契約解除

給食業務の実施に関して、本仕様書及び企画提案書の内容を満たさない状態であると判断した場合には、事業者に対して口頭又は書面により改善要求を行い、それでもなお、改善要求に従わない場合には、契約を解除できるものとする。なお、書面による改善要求が3回を超えた場合には、契約を解除する。

(5) 再委託の禁止

給食業務は、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときはこの限りではないが、事業者はその外部委託の最終的責任を負うこと。

(6) 業務完了の報告

当該期間経過後速やかに業務完了報告書（別紙様式）を提出するものとする。

(7) 代金の支払い方法等

委託業務代金の支払いは月払いとし、業務完了報告に基づき契約どおりに業務が実施されたことを確認後に支払うものとする。なお、支払いの時期は、適正な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

(8) その他

この仕様書に定めない事項については、独立行政法人国立高等学校機構が定めた契約事務取扱規則によるほか、担当者の指示によるものとする。

9. 書類の提出場所及び本件についての問い合わせ先

住所：〒042-8501 北海道函館市戸倉町14番1号

担当：函館工業高等専門学校総務課用度係

電話：0138-59-6323

FAX：0138-59-6310

E-mail：yohdocho@hakodate-ct.ac.jp